

※ 学校管理下での災害救済制度について



毎年、年度初めに独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入手続きを行っています。同センターは学校の管理下で起きたけがや災害に対して医療費や見舞金などを支給する公的機関です。

◆ 給付を受けられるのは？

① 学校管理下でけがをしたとき

※ 学校管理下となる範囲

- 学校が編成した教育活動に基づく授業中（各教科・特別活動）
- 学校の教育計画に基づく課外授業中（遠足・校外学習・宿泊学習修学旅行）
- 休憩時間中（始業前・業間休み・昼休み・放課後）
- 通常の経路、方法による通学中（登校から下校）

② 療養に関する総医療費（保険診療含む）が、5,000円以上のとき

※ 本人負担が1,500円以上のとき

◆ 手続きの方法は？

- 給付手続きは学校が行います。上記の条件に当てはまるけがをした時は、担任か保健室までご連絡下さい。（給付金請求の時効は、けがをした日から二年間です。）

- 掛け金は、入学後お知らせをし、徴収します。

保護者負担額（年額） 一般児童¥230 準要保護児童¥184
要保護児童¥0となっており、低額の掛け金で学校でけがをした時の医療費の助けとなります。

◆ こんな場合は給付されません！

① 総医療費（保険診療含む）が、5,000円未満のとき （本人負担が1,500円未満のとき）

② 交通事故などで損害賠償を受けたとき

③ 生活保護を受けているとき

※ 公費（宜野湾市子ども医療費助成）を使用したとき

- ★ 配布した資料の中に「学校でけがをしたときは・・・」というカラーのチラシが入っています。

学校でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから給付金が支払われます！

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



学校の設置者
(教育委員会、学校法人など)

学校に提出してください

「医療等の状況」だね。

「医療等の状況」を…

- *健康保険が適用される受診が対象です。
- *受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみならず、特別の配慮によりご協力をいただいております。用紙を持参してもその場で書くに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。



学校の管理下って？

1 授業中（保育中を含む）
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4 通常の経路及び方法による通学（園）中
例 登校（登園）中、下校（降園）中

5 その他
寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

休憩時間に階段から滑って転倒

部活動中の熱中症

学校給食などによる食中毒

部活動試合中の転倒

障 害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）

死 亡

学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

